

長瀬町立小中一貫校建設工事設計等業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月
長瀬町教育委員会

1 趣旨

この要領は、長瀬町（以下「町」）が発注する「長瀬町立小中一貫校建設工事設計等業務」（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式による受託先候補者の選定を実施するにあたり、必要となる事項を定めるものとする。

2 業務の目的

町教育委員会では、長瀬町学校のあり方検討委員会から「今後の望ましい学校教育のあり方について」の答申を受け、令和4年6月に「長瀬町立小中学校適正規模・適正配置基本方針及び基本計画」の策定を行った。

また、令和6年度・令和7年度には小中一貫教育および学校施設整備に向けた方針について小中一貫教育検討委員会を設置し検討を進め、「小中一貫教育基本構想・基本計画」（以下「基本構想・基本計画」という。）を策定し、小中一貫校を整備する予定。

本業務では、小中一貫校建設に向けた学校施設の基本設計および実施設計、設計に必要となる測量、地質調査を行うことを目的とする。

3 業務の概要

(1) 業務名

長瀬町立小中一貫校建設工事設計等業務

(2) 業務の内容

別紙「設計等業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和10年3月31日（金）まで

(4) 提案限度額

金355,408,900円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）令和8年度106,610,900円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度248,798,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※各年度毎の上限を超えた見積金額の提案は失格とする。

※支払いは年度ごととする。

4 参加資格

参加の要件は、業務の内容を理解し、目的を達成するために有効かつ実現性のある提案ができる単独企業とし、以下の項目の全てに該当すること。

なお、目的を達成するために再委託も可とする。その際、以下（１）～（５）の項目については、単独企業又は再委託先（再委託先が複数ある場合は、そのいずれか一者）が条件を満たしていることとし、（６）～（１２）の項目は、単独企業および再委託先が全てを満たしていることとする。ただし、再委託先の企業が本プロポーザルへ単独企業としての申込みをする、又は他の企業の再委託先として申込みをすることは禁止とする。

- （１）令和８年４月１日時点の、令和７・８年度長瀬町競争入札参加資格者名簿に「測量業者および地質調査、建築士事務所」で登録されていること。

提出書類：業者登録証の写し（再委託を行う場合は、再委託先の登録証の写し）

- （２）建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく、一級建築士事務所登録をしていること。また、建築士法第１０条第１項の規定による処分を受けているものが所属していないこと。

※様式２ 誓約書で確認

- （３）国または地方公共団体との契約による公共施設または学校施設の設計業務（新築、増改築、改修等）の実績を有すること。

※様式６ 業務実績書で確認

- （４）管理技術者（総括責任者）として、一級建築士を配置すること。

- （５）技術士（建設部門）の有資格者を作業体制の中に配置すること。

※業務実施体制調書で確認

- （６）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

※様式２ 誓約書で確認

- （７）長瀬町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成２５年長瀬町告示第４８号）により指名停止措置を受けていない者。

※様式２ 誓約書で確認

- （８）会社更生法（昭和１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）の基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

- （９）法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納してい

ないこと。

※様式2 誓約書で確認

- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行っていないこと。

※様式2 誓約書で確認

- (11) 長瀬町の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年長瀬町告示第38号による指名停止措置を受けていないこと。

※様式2 誓約書で確認

- (12) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

※様式2 誓約書で確認

5 実施スケジュール

契約予定事業者選定までのスケジュールは次のとおりとする。

スケジュール	内容
令和8年4月13日(月)	募集要領等の公表
令和8年4月22日(水)	質問受付締切
令和8年5月1日(金)	質問回答期限
令和8年5月18日(月)	参加申込書、企画提案書等提出期限
令和8年5月28日(木)	第一次審査（書類審査）結果通知 (参加者が5者を越える場合)
令和8年6月4日(木)	第二次審査（プレゼンテーション）
令和8年6月11日(木)	第二次審査（プレゼンテーション）結果通知
令和8年6月中旬	契約締結

※スケジュールは変更となる場合がある。

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は次の方法で行うものとする。

(1) 提出方法

質問書（様式4）に必要事項を記入し、後述する「14 事務局」宛てに電子メールにて提出する。電子メールの表題は、「プロポーザル質問（事業者名）」とし、メール送信後、事務局へ電話による送信確認の連絡を行うこと。

なお、質問書（様式4）による電子メールでの質問以外（電話での問い合わせ等）については回答しない。

(2) 提出期限

令和8年4月22日（水）午後5時まで

(3) 質問書への回答

質問書への回答は、令和8年5月1日（金）午後5時までに長瀬町ホームページで公表する。

7 参加書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり選考に必要な書類（以下、「提出書類」という。）を持参又は郵送により提出する。

なお、1者につき1つの提出とする。

(1) 提出書類（単独企業）

No.	提出書類	提出期限
1	プロポーザル応募申込書（様式1）	令和8年5月18日（月） 午後5時まで
2	参加要件に該当する旨の誓約書（様式2）	
3	企画提案書（任意様式）	
4	会社概要書（様式5-1）	
5	直近2カ年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）	
6	業務実績書（様式6）	
7	担当者経歴書（様式7） ※再委託先の担当者経歴も記載すること。	
8	受賞歴調書（様式8）	
9	見積書（様式9）	
10	業務実施体制調書（任意様式）	
11	工事費概算書	

(2) 提出書類（再委託先）

No.	提出書類	提出期限
1	会社概要書（様式5-2）	令和8年5月18日（月） 午後5時まで

(3) 企画提案書（任意様式）

- ・表紙・裏表紙を除いて4ページ以内とする。
- ・企画提案書には業務工程及び業務体制を記載すること。
- ・体裁は原則としてA3版とし、縦横は問わないが、横書きとする。
- ・仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。

(4) 会社概要書（様式5）

- ・「4参加資格（1）」に示す、本町の競争入札参加資格者名簿に登録している登録業種を記載すること。
- ・「登録業種に関する資格者数」は、前述の登録業種関連する資格のうち、本業務履行にあたり必要と考えられる資格者がいる場合、その資格について記載すること。
- ・資格や各種認定、業務実績を証明する資料（資格証写し、認定証写し、テクリスまたはパブディス登録、契約書等）を添付すること。

(5) 業務実績書（様式6）

- ・国または地方公共団体との契約による公共施設または学校施設の設計業務（新築、増改築、改修等）の受託実績を記載すること。
- ・測量業務は、国または地方公共団体との契約による測量実績を記載すること。なお、他の業務と複合して発注されているものも可とする。
- ・地質調査は、国または地方公共団体との契約による実績を記載すること。なお、他の業務と複合して発注されているものも可とする。
- ・業務実績を証明する資料として、契約書写しまたはテクリスまたはパブディス登録等の書類を添付すること。なお、上記実績は元請企業の実績を業務実績書へ記載するものとし、再委託先の実績は会社概要書および担当者経歴書へ記載すること。

(6) 担当者経歴書（様式7）

- ・別紙、業務実施作業体制調書に記載している業務担当者はすべて作成すること。
- ・本業務に必要な資格を有する場合は、資格証写しを添付すること。
- ・過年度に本町との業務委託（測量、調査、計画、設計、地質調査業務等）を完了した実績がある場合は記載すること。
- ・再委託先の担当者についても記載すること。

(7) 受賞歴調書（様式8）

- ・国または地方公共団体、各種協会・団体から表彰された実績があれば記載す

ること。なお、受賞歴を証明する資料として、表彰状等の写しを添付すること。

(8) 見積書（様式9）

- ・見積内訳書は、A4版とし様式は自由とするが、業務名と業者名を記載すること。
- ・年度ごとの見積内訳書を作成すること。
- ・見積内訳書には、設計業務・測量業務・地質調査の業務ごとの金額内訳を記載すること。
- ・予算金額に対して、安価な見積提示は人件費等の観点から業務遂行において信頼性を欠くため、適切な人員配置等を考慮し、適正な価格で算出すること。

(9) 業務実施体制調書（任意様式）

- ・再委託による体制構築を行う場合は、再委託先の担当者まで記載すること。

(10) 提出方法

- ・提出は、後述する「14 事務局」に記載の住所に持参又は郵送にて提出すること。
- ・郵送の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること。
- ・持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの受付時間とする。

(11) 提出部数

- ・提出書類はNo.1～No.8の計8部（正本1部、副本7部）を提出すること。
- ・副本については、提案者の社名、その他の社名が特定できるような表記はしないこととする。

8 選考方法

(1) 一次審査（企画提案書等の書面審査）

本プロポーザルの参加者が5者を超える場合、「9 評価項目」により、企画提案書等を審査し、上位5者を選定する。一次審査を通過した者に対して、二次審査（プレゼンテーション）の案内を通知する。

なお、書面審査の結果については、参加したすべての業者に電子メールにて通知を行う。審査結果についての問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

長瀬町立小中一貫校建設工事設計等業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、一次審査で選定した者を対象に企画提案書等及びプレゼン

ンテーションの内容を踏まえ、「9 評価項目」により審査を行う。合計得点が最も高い参加者1者を受託候補者とする。

なお、審査の結果は書面をもって通知を行う。審査結果についての問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

※合計得点1位となった参加者が複数ある場合は、見積金額が最も低い参加者を受託候補者とし、見積金額が同額の場合は委員会の議決により受託候補者を決定する。

※全ての参加者から適切な提案がない場合（「9 評価項目」にある項目の合計配点が60%未満）は、受託候補者を選定しない。

※本プロポーザルへの参加が1者のみであっても、「9 評価項目」にある項目の合計配点が60%以上であれば、本プロポーザルは成立するものとする。

9 評価項目

別表のとおりとし、合計点にて評価を行う。

10 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時

令和8年6月4日（木）

プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

(2) 実施場所

長瀬町役場3階 大会議室

(3) プレゼンテーションの概要

1者につき40分程度とし、企画提案書に関する説明20分、質疑応答15分、発表準備5分とする。プレゼンテーションは、企画提案書の内容に基づき実施するものとし、企画提案書の明記のない追加提案・追加資料の提出は認めない。

(4) その他

プレゼンテーション会場への入室は6名以内とし、本業務を実際に担当する者がプレゼンテーションを行うこと。必要に応じて、再委託先の担当者がプレゼンテーションを実施することも可とする。

なお、スクリーン、プロジェクター、プロジェクター用ケーブル、電源、パソコンは町が準備する。

1.1 契約の締結

委員会の審査により決定された候補者と、本業務の仕様等について協議し、随意契約により契約を締結するものとする。

なお、候補者が、辞退や失格、その他の理由により本業務の契約を締結することができなくなった場合は、次点者と本業務の仕様等について協議し契約を締結するものとする。

1.2 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積金額が提案限度額（年度ごとの内訳金額含む）を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (8) 企画提案に著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

1.3 その他

- (1) 企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 本審査において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る
- (3) 提出期限後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出書類は無断で審査目的以外に使用しない。ただし、審査目的の範囲で複製することがある。
- (6) スケジュールに変更がある場合は、その都度、参加者に通知する
- (7) 参加申し込み後に辞退する場合は、「プロポーザル参加意向取下書（様式3）」を令和8年6月2日（火）までに事務局へ提出すること。なお、辞退は自由であり、辞退しても今後の不利益は被らない。
- (8) 提出した書類等の内容や特許等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを無断で使用した結果で生じた責任は、参加者が負うものとする。

(9) 検討すべき事項が生じた場合は、町と受託者で別途協議する

1.4 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記のとおりとする。

長瀬町教育委員会 教育総務担当

〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

電話 : 0494-66-3111 (内線304)

FAX : 0494-66-0894

E-mail : kyoiku@town.nagatoro.saitama.jp